

議案第171号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

令和2年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
A第450号線	13 60	2 50 ～ 2 90	さいたま市桜区大字 神田字横手503番 地先	さいたま市桜区大字 神田字横手504番 地先	
A第657号線	17 60	2 00	さいたま市桜区大字 神田字作田122番 地先	さいたま市桜区大字 神田字作田120番 地先	
30739号線	49 50	4 00 ～ 4 90	さいたま市北区日進 町三丁目557番1 地先	さいたま市北区日進 町三丁目571番1 地先	
32531号線	12 70	5 00 ～ 6 00	さいたま市西区大字 指扇字向1326番 5地先	さいたま市西区大字 指扇字向1326番 2地先	